

愛媛 “治療^と＋仕事^は＝両立” 企業宣言

「愛媛 “治療＋仕事＝両立” 企業宣言」応募要領

平成 30 年 8 月策定

令和 6 年 11 月更新

愛媛労働局労働基準部健康安全課

1. 趣旨

「治療と仕事の両立支援」は病気を抱える労働者が、適切な治療を受けながら安心して生き生きと働き続けられる社会を目指す「働き方改革実行計画」に基づく取組です。

県下の労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果では、約半数の労働者が何らかの所見を有し（令和 5 年の有所見率 57.7%）疾病のリスクを抱えています。また、労働力の高年齢化は上昇を続けており、事業場において疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想されます。

例えば「がん」と診断された患者のうち、約 3 分の 1 が働く世代(20～65 歳)です。

現状では、病気を理由に仕事を辞めてしまう方や、仕事のために治療を断念する人がいます。

治療技術の進歩により「不治の病」は「長く付き合っていく病気」になり、仕事をしながら治療を続けることが可能な時代になっています。

「治療と仕事の両立支援」の取組を行うことにより、企業にとっては、病気に罹患した従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となると共に、従業員のモチベーション向上から、労働生産性の維持・向上にもつながることが期待されます。

「治療と仕事の両立支援」の取組における企業での環境整備の第一歩は「事業者による基本方針の表明と労働者への周知」です。（「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」参照）

この「愛媛 “治療＋仕事＝両立” 企業宣言」募集は、この「事業者による基本方針の表明」を、宣言書により実施していただき、これを「愛媛県地域両立支援推進チーム事務局（愛媛労働局労働基準部健康安全課）」宛てに応募して、愛媛労働局ホームページ内の「治療と仕事の両立支援特設サイト」に掲載することにより、広く県下に「治療と仕事の両立支援」実施を宣言いただくものです。

ぜひ、経営トップの方がこの表明を実施し、県下に宣言いただくとともに、会社ぐるみで取り組みを進めることで、県下の労働者が、生きがい、働きがいを持って活躍できる社会の実現に向け、御協力をお願いいたします。

2. 応募対象

- ・県内に所在する事業場（本社、支店、工場等及び民間企業、公共団体等の限定はありません）
- ・既に「治療と仕事の両立支援」の取組表明を行い取組を実施している事業場、または新たに取組表明を行い取組を実施予定の事業場

3. 「愛媛“治療＋仕事＝両立”企業宣言」応募のメリット

- ・会社全体で取り組みを推進する動機付けとなるとともに、従業員のモチベーションの向上が期待できます。
- ・広く企業方針等をアピールできます。
- ・県下の治療と仕事の両立支援の進展、機運醸成等に貢献できます。
- ・愛媛県地域両立支援推進チーム（以下「推進チーム」という。）のメンバーが行う支援（取組方法や教育、個別事案の調整方法、相談等に個別訪問での支援、個別事案の調整支援等）のメニューを提示し、希望により支援を行います。
- ・推進チームのメンバー等が主催する両立支援関係のイベント等のご案内をします。
- ・治療と仕事の両立支援キャラクター [“ちりょうさ”ピンバッチ](#) を進呈します。（数に限りがありますので、無くなり次第配付を終了します。）

4. 「愛媛“治療＋仕事＝両立”企業宣言」応募方法等

(1) 準備

- ・「治療と仕事の両立支援」に取り組むにあたっての基本方針や具体的な対応方法等を決定してください。
- ・衛生委員会等を設置している場合は、衛生委員会等の調査審議を経てください。
（両立支援実施前の準備については、[「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」](#) 4「両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）」を参照してください。

(2) 応募方法

① 用紙のダウンロード

愛媛労働局ホームページ内の「治療と仕事の両立支援特設サイト」にアクセスし、「愛媛“治療＋仕事＝両立”企業宣言」サイト（以下「宣言サイト」と言う。）に入場、[「応募票」](#)、[「宣言書フォーム」](#)（ワード様式）をダウンロードしてください。

② 用紙の作成

ア 「応募票」に必要事項を記載して下さい。

記載にあたっては、応募票下欄の記載要領に留意してください。

イ 「宣言書」作成のための [「宣言書フォーム」](#) は、[空色バージョン](#)、[オレンジ色バージョン](#)、[無地バージョン](#) の3種類を用意しています。お好きな「宣言書フォーム」を選んで「宣言書」を作成して下さい。

「無地バージョン」は、貴事業場で宣言書名等以外（配置の変更可）の背景色等を自由にデザイン設定していただくためのものです。企業イメージ等により自由

にデザイン設定してください。

「宣言書」作成にあたっては、「宣言サイト」内に掲載している[「記載要領」](#)、[「記載事例」](#)等を参照してください。

③ 宣言の応募等

「応募票」及び「宣言書」を、下欄応募先宛てに、次の**①**又は**②**の方法により提出してください。

（「応募票」の欄外の※記載の留意事項を確認のうえ、記載してください）

① カラー印刷したものを下欄応募先宛て郵送する。（上記アと同封）

② 電子データ（Word 又は PDF）をメールで送付する。

【提出方法は、応募票の「「宣言書」提出方法」欄の「郵送（別途郵送・同封）・電子データ送付可能」に○印を記載してください。別途提出先のメールアドレスを連絡いたします】。

④ 宣言応募の更新、取消

- ・既に応募している宣言書を更新する場合は、応募票の更新に○を付け、再度「応募票」「宣言書」を提出願います。
- ・既に応募している宣言を取り消す場合は、事務局まで連絡をお願いします。

5. 「宣言サイト」への掲載等

- ・「宣言書」の記載内容について、その優劣を審査するものではありませんが、内容が上記趣旨に反する場合等「宣言サイト」への掲載が好ましく無い場合は、掲載をお断りする場合又は中止する場合があります。
- ・応募いただいた「愛媛“治療＋仕事＝両立”企業宣言」の「宣言サイト」への掲載には一定の期間（2週間程度）が必要です。ご了承ください。
- ・「宣言サイト」には、宣言企業の一覧の掲載、宣言書の掲載を行う他、ご希望により宣言企業のロゴマーク及び宣言企業ホームページへのリンクを掲載します。

6. 宣言実施事業場への支援等

- ・「応募票」記載の情報については、応募後の推進チームでの支援、イベント案内等に必要な限りにおいて、推進チームメンバー内に限り情報を共有いたします。
- ・応募事業場には、ご希望（「応募票」記入）により事務局ないし推進チームメンバーより両立支援を推進するための支援メニューをお知らせ（文書郵送、電話連絡等による）します。希望の支援メニューを申し込む等により支援が受けられます。（支援数の上限等によりご希望に添えない場合があります。）
- ・ご希望（「応募票」記入）により事務局ないし推進チームメンバーより、推進チームのメンバー等が主催する両立支援関係の講習会、イベント等のご案内をします。
- ・治療と仕事の両立支援キャラクター“ちりょうさ”ピンバッチ（宣言サイト内画像参照）を事務局より送付します。なお、数に限りがありますので、無くなり次第配付を終了します。

7. その他

- ・宣言サイトに掲載された宣言企業については、治療と仕事の両立支援取組の実施に係る宣言を行っていることを明示しているもので、愛媛労働局若しくは愛媛県地域両立支援推進チームメンバーにより、この宣言内容の認証、保障、及び、宣言企業の優劣の格付け等を行うものではありません。
- ・宣言の掲載、ロゴ等の使用により、万一問題が生じた場合に、愛媛労働局若しくは愛媛県地域両立支援推進チームメンバーは、その責任を一切負うことはありません。
- ・本募集要領は、予告なく変更する場合があります。

応募、連絡、お問合せ先

愛媛県地域両立支援推進チーム 事務局

〒790-8538 松山市若草町4-3 若草合同庁舎5階

愛媛労働局 労働基準部 健康安全課

TEL (089) 935-5204